

## 監理技術者の兼務（特例監理技術者配置）の注意点について

### ○監理技術者の兼務

「令和3年10月1日以降に通知または公告する入札から」制度運用開始  
それまでできなかった、監理技術者どうしの兼務が可能となった

### ○兼務条件等の詳細（通知文書）

「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例  
監理技術者 及び 監理技術者補佐の取扱いについて」



運用開始後、問い合わせが寄せられた内容から、注意が必要な事項をお知らせいたします。

## 監理技術者の兼務（特例監理技術者配置）の注意点について

### ○特例監理技術者配置の注意点（1）

- ・ 令和3年10月1日以前に契約された県発注工事は兼務の対象外  
(通知「8. 適用日」)

兼務ができない組み合わせの例

- × { (県工事) 令和3年10月1日以前に契約した工事 (NG)  
(県工事) 令和3年10月1日以降に契約し特記仕様書に特例監理技術者配置に関する記載がある工事 (OK)
- × { (県工事) 令和3年10月1日以前に契約した工事 (NG)  
(国工事) 発注者が兼務を認めている工事 (OK)

県以外発注の工事はその発注者が示す条件を満足する必要がある。

# 監理技術者の兼務（特例監理技術者配置）の注意点について

## ○特例監理技術者配置の注意点（2）

- ・ 令和3年10月1日以降に契約された県発注工事であっても、特記仕様書に特例監理技術者配置に関する記載のない工事は兼務の対象外  
(通知「8. 適用日」)

兼務ができない組み合わせの例

- ×
- （県工事） 令和3年10月1日以降に契約し特記仕様書に特例監理技術者配置に関する記載のない工事（NG）
  - （県工事） 令和3年10月1日以降に契約し特記仕様書に特例監理技術者配置に関する記載がある工事（OK）

## 監理技術者の兼務（特例監理技術者配置）の注意点について

### ○特例監理技術者配置の注意点（3）

- ・ 落札者決定通知後に技術者を配置できない場合は、**指名停止等**の対象となる場合がある（通知「7. その他、施工体制上の留意点」）
- ・ 特に総合評価の場合は、落札者の仮決定後3日以内に提出する「配置予定技術者に係る通知書」の提出の時点で、配置技術者が確定するので、兼務条件を満たしているか慎重に判断いただきたい